

## 早島町子育て世帯等空き家リフォーム補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯及び若者世帯に対し、空き家のリフォーム経費を補助することにより、空き家の減少及び利活用を図り、もって町内への転入及び定住を促進するため、予算の範囲内において早島町子育て世帯等空き家リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち、町内に所在し、居住の用に供する一戸建て（店舗等を含む場合、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であるものに限る。）のものをいう。
- (2) 空き家 居住その他の使用がなされていない期間が1年以上である住宅をいう。
- (3) リフォーム工事 空き家の機能又は性能を向上させるため、空き家の修繕、補修、更新、取替え等を行うことをいう。
- (4) 子育て世帯 世帯員に扶養されている満18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者及びその親を含む世帯又は世帯員に妊娠を含む世帯をいう。
- (5) 若年世帯 夫婦の満年齢がともに39歳以下の世帯をいう。
- (6) 子ども 扶養されている満18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者をいう。

### (補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす住宅（この要綱に基づく補助金の交付を

受けたものを除く。) とする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に法第6条第1項の規定による建築主事等の確認を受けて建築された住宅であること又は同年5月31日以前に同項の規定による建築主事等の確認を受けて建築された住宅のうち、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅、耐震改修により耐震性が確保された住宅であること。
  - (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内にない住宅であること。
  - (3) 令和7年4月1日以降に取得した住宅かつ子育て世帯の世帯員又は若年世帯の世帯員の名義で所有権の移転の登記を行った住宅であること。
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象空き家を所有する個人かつ子育て世帯又は若年世帯であること。
- (2) 補助対象空き家に10年以上継続して居住する意思を有していること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 早島町暴力団排除条例（平成23年早島町条例第16号）第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 世帯員の全員が、過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるリフォーム工事に要する費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除き、国又は県（以下「国等」という。）から補助金の交付を受ける場合においては、当該補助金の額を控除した額とする。

- (1) 増築・改築工事に要する費用
  - (2) 屋根、雨樋、柱又は外壁の修繕、塗装その他の外装工事に要する費用
  - (3) 内壁等の内装替え、床材の取替えその他の内装工事に要する費用
  - (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替えその他の建具工事に要する費用
  - (5) 電気、ガス等の設備工事に要する費用
  - (6) トイレ、風呂、キッチン等の水回り改修その他の給排水工事に要する費用
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める費用
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は補助金の交付対象としない。
- (1) 補助対象者自らが行う工事に要する費用
  - (2) 建物の解体のみを行う工事に要する費用
  - (3) 不要な家財道具等の処分に要する費用
  - (4) 移動又は取外しが可能な製品（カーテン、コンロ、ベッド等）の購入又は設置に要する費用
  - (5) 家庭用電化製品（エアコン、洗濯機、冷蔵庫、照明器具、テレビ等）の購入に要する費用
  - (6) 早島町の他の補助制度を利用して行う工事に要する費用
  - (7) 補助対象空き家と別棟の車庫、カーポート、物置、納屋等の工事に要する費用
  - (8) 門、塀、フェンス、庭等の外構工事に要する費用
  - (9) 造園工事に要する費用
  - (10) 太陽光発電設備、自然冷媒ヒートポンプ給湯機等の設置工事に要する費用
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付の対象として適当でないと認める費用  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000

円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。ただし、申請日時点で補助対象者世帯に子ども（出産予定の子どもを含む。）がいる場合は、子ども1人当たり10万円を加算、3人目以降の子どもについては、1人当たり15万円を加算するものとし、加算後の限度額の上限は100万円とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム工事の着手前に、早島町子育て世帯等空き家リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 世帯員に妊婦を含む世帯の場合は、当該妊婦が産科医療機関等を受診し、妊娠の事実が確認できる書類
- (3) 補助対象空き家の所有権を証する書類の写し（登記事項証明書等）
- (4) 同意書兼誓約書（様式第2号）
- (5) 納税証明書
- (6) 補助対象空き家の付近見取図
- (7) 外観写真
- (8) リフォーム工事に要する費用の見積書の写し
- (9) リフォーム工事の内容が分かる書類
- (10) 補助対象空き家の所在地、専ら自己の居住の用に供される部分の床面積及び建築年次が分かる書類（建築確認済証の写し等）
- (11) 補助対象空き家が昭和56年5月31日以前に建築された住宅であって耐震改修済みである場合は、耐震改修済みであることが分かる書類
- (12) 空き家であったことが分かる書類（電気、ガス、水道等の閉栓日が分かる書類、宅地建物取引業者の証明等）
- (13) 申請者のほかに補助対象空き家の所有者がいる場合は、その全員の同

## 意書

- (14) 国等から類似の補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額が確認できる書類の写し
- (15) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し早島町子育て世帯等空き家リフォーム補助金交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に当たり、条件を付すことができる。

（工事の着手）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から30日以内にリフォーム工事に着手するものとする。

（変更申請等）

第10条 交付決定者は、補助金の交付に係る内容に変更が生じたときは、速やかに早島町子育て世帯等空き家リフォーム補助金変更交付承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容が分かる書類
  - (2) 変更後のリフォーム工事に要する経費に係る見積書の写し
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による提出があった場合において、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付決定者に対し早島町子育て世帯等空き家リフォーム補助金変更承認通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。
- 3 交付決定者は、リフォーム工事を中止しようとするときは、直ちに早島町子育て世帯等空き家リフォーム補助金中止届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。この場合において、それまでに要した経費は、交付決定

者の負担とする。

4 前項の規定による中止を行ったときは、第8条第1項又は本条第2項の規定によりなされた決定は、取り消されたものとみなす。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、リフォーム工事が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い日までに、早島町子育て世帯等空き家リフォーム補助金完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事の写真（工事中及び工事完了後の状況が分かるもの）
  - (2) リフォーム工事に要した経費に係る請求書及び領収書の写し
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (補助額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による提出があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、補助金の額を確定し、交付決定者に対し早島町子育て世帯等空き家リフォーム補助金額確定通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。

(請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに早島町子育て世帯等空き家リフォーム補助金請求書（様式第9号）により、補助金を請求するものとする。

(交付)

第14条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(取消し)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

(返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。